

[様式 9 - 1]

## 福祉サービス等第三者評価結果

## 総合評価

受診施設名	明星っ子こども園	施設種別	(旧体系：保育所)
評価機関名	一般社団法人 京都ボランティア協会		

令和 8 年 4 月 2 7 日

総 評	<p>法人の設立精神を“地域に開かれた 地域に根ざした 地域住民に支えられた 施設づくり”として、1974年に産声を上げた社会福祉法人宇治明星園は、1977年4月に働く父母の願いを受けて五ヶ庄地区に「明星保育園」を定員90名で開設しました。開所以来地域の保育状況の変化の中で、段階的に定員145名にまで増加されています。2019年に幼保連携型認定こども園に移行され「明星っ子こども園」に改名されました。新たな教育・保育要領では、教育・保育の目標を「ゆっくりじっくり こどもの心をはぐくむ」とし、教育課程の目標では「非認知能力を育む」と掲げ、「目標に向かって頑張る力」「ひとと関わる力」「感情をコントロールする力」を養い「自分がかげがえのない存在だ」と思え自己肯定感が持てるように育てられています。そして、教える事よりも生活や遊びの中から、文字や数字とたくさん出あえる環境を作り、子どもたちの体験を大切にしています。園舎は木造造りで床暖房、広い廊下、ガラス窓からの十分な採光、園庭には植物が多く植えられ、子どもたちが使用する机や椅子も木製で全体的に温かみのある開放的な空間となっています。経年による床のささくれ等にもサンダーをかけるなど手入れにも配慮されていますが、老朽化が課題とされています。</p> <p>地域における公益的な取組みとして、毎年開催されてきた夕べのつどい（夏祭り）、園庭解放・子育て支援（月1回土曜日開催）やクリスマス会（12月）、卒園児同窓会・ピアノの会（施設開放支援；随時）などの取り組みを展開され社会福祉法人としての役割を社会に向けて発信されています。</p>
特に良かった点(※)	<p>◎どの学年も正規職員による複数担任で、乳児期から友達同士のトラブルには保育者が間に入りお互いの気持ちを代弁することを大事にされており、その中でお互いを尊重し合える心が育つよう取り組まれています。</p> <p>◎食育に積極的に取り組まれ、年齢ごとの食育計画を立て年間目標に基づき一年を四期に分けて取り組まれています。給食は園内で調理され煮干し・かつお・昆布で出汁を取り、旬の食材を使い食材のおいしさを子どもたちに伝えることを大切にされています。献立は和食を中心とした「二週サイクル給食」で、いろいろな味を受け入れ楽しむことができるようにしています。おやつは手作りが中心です。子どもたちが食材に触れる機会は、4歳児は毎朝給食で使う食材の皮むき、2歳児・3歳児は各クラスでご飯を炊く、4歳児は梅シロップ、みそづくり・5歳児は梅干し作りなどのクッキングをおこなっています。</p> <p>◎サンマ大会では園庭で炭をおこし、サンマを焼いてアツアツを頂きます。小さなクラスの子どももできるだけ、自分でサンマを手でもって網の上に置く体験や焼き立てのアツアツを食べる経験をしています。このことから沢山のことを子どもたちは学んでいます。</p>

	<p>◎卒園児同窓会が地域における公益的な取り組みとして行われています。小・中・高とさまざまな学年で施設を開放して開催され、卒園児や保護者の相談にも積極的に対応されています。</p> <p>◎「特に配慮が必要な保護者への説明」については丁寧な個別対応をされています。フォローして頂ける介添え役の同伴者や日本語が理解しづらい保護者には、通訳者を園側で依頼されています。卒園証書を日本語ではなく母国語で作成され、ご両親だけではなく母国のご家族にも見せることができ喜ばれています。また、お泊り保育の参加時は、毎日の礼拝等宗教的な配慮が必要な場合には、園長が子どもと共に礼拝するなど配慮されています。このことは、子どもへの差別的な関わりをしないという人権擁護の観点からも素晴らしい取り組みだと言えます。</p>
<p>特に改善が望まれる点(※)</p>	<p>○通番32 保育所等の変更をおこなう場合、こどもへの保育の継続性を損なわないような配慮のもとに、引継ぎや申し送りの手順、文書の内容などを定めた「引継ぎマニュアル」を文書化することが望まれます。現在検討中とのことですが、作成されることを期待します。</p> <p>○通番36 木造の園舎は重厚感があり、心身の育ちには素晴らしい環境にあると思われませんが、保護者からは、こどもを預けるのに気になるマイナス面（ガラスが割れる、足にとげが刺さる）などの心配の要素が多いので、心配の要素を取り除く工夫が求められます。（そのつどや出来る範囲の大かかりの改修。また掃除の丁寧さや第三者に入ってもらうなど、ゴキブリ駆除業者の定期的な殺菌などの対策が求められるでしょう。）</p> <p>○通番40 標準的な実施方法に基づき画一的にならず、一人ひとりに合わせた保育実践に取り組まれています。加えて、保育の一定の水準や内容を実践するため保育を提供する職員誰もが必ずおこなわなければならない基本となる部分【例えば、●朝の受け入れ時の視診や手順、●製作の取り組み方（のりの使い方やはさみの導入時期や使い方、●食器の配慮、スプーンからおはしへの移行、三角食べが出来るまで、クッキング、行事食等、●排泄の自立にむけての手順、●衣類の着脱方法等・・・】を共通化しこどもへの配慮事項も踏まえた手順書を作成されてはいかがでしょうか。</p> <p>○通番53 創設時からの保育方法を受け継がれ、保育内容は職員全体でみんなが納得するまで話し合わせ積み重ねてられています。「園のしおり」にも【毎日の生活は、決められた保育ではなく、季節やその日の気候に応じて、こども達の考えや気持ちに向き合い、遊びや経験を通じて生まれる「教育・保育の広がり」を大切にしています。これにより、こども達の気持ちも意欲も高まり、成長の幅が広がります。これが「明星らしさ」でもあり醍醐味です。】と保育・教育の真髓を記されています。そして日々の実践では「こども達と話しながら作り上げていく保育」を大切に設定保育に取り組まれています。こどもたち一人ひとりが、自分で活動を選べる環境の中で、日々の遊びや生活を主体的に展開することが出来るように、身近な環境に自分から関わり発見を楽しんだり、難しいことも保育教諭の関わりで乗り越えられた満足感を味わうなどの体験の積み重ねにより、こども自らが主体性を育くめるような保育・教育が求められます。生活の一場面を見学させて頂いたのですが、みんなで一斉に取り組まれていることが多くあるように感じました。</p>

※それぞれ内容を3点程度に絞って掲載しています。評価項目毎のコメントは「評価結果対比シート」の「自由記述欄」に記載しています。

# 京都府福祉サービス等第三者評価事業

[様式9-2]

## 【保育所版】 評価結果対比シート

(注)判断基準「a b c」について

【平成28年度以前の基準とは異なるため、当評価結果との対比はできませんのでご留意下さい】

(a)は質の向上を目指す際の目安となる状態、(b)は多くの施設・事業所の状態、(c)はb以上の取り組みとなることを期待する状態、に改定されました。改訂後の評価基準に基づいた評価では(b)が一般的な取り組み水準となり、従前に比べて(b)の対象範囲が広がります。また、改正前に(a)であった評価項目が改正後の再受診で(a)を得られなくなる可能性もあります。

受診施設名	明星っ子こども園
施設種別	保育所
評価機関名	一般社団法人 京都ボランティア協会
訪問調査日	令和8年3月5日

**I 福祉サービスの基本方針と組織**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-1 理念・基本方針	I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	1	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	a
[自由記述欄]					
通番1 法人の設立方針・経営理念・運営理念を掲げ、それを具現化して基本方針を作成している。理念・基本方針はホームページ、園のしおりに掲載し、掲示板に掲示している。職員には入職時に説明すると共に、3月末の職員会議で説明をしている。保護者等への周知は入園説明会や重要事項説明時に説明をしている。周知状況を確認する継続的な取り組みは、職員には1年間の総括時に周知状況を確認し、保護者にはクラス懇談会や保育の具体的な取り組みで説明している。(3月職員会議の議事録、入園・継続入所者説明同意書で確認)					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-2 経営状況の把握	I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	2	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	a
		3	② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	a
[自由記述欄]					
通番2 保育協会や全国社会福祉法人経営者協議会などへの参加で、全国的な動向を把握・分析している。宇治市こどもまんなかプラン(令和7年3月策定)策定時に事業所としてパブリックコメントで参画し、内容を把握・分析している。宇治市民間保育園連盟の園長会で担当課から市内の保育所利用者の地域別利用状況や地域動向の情報も得ている。自園のコスト分析は毎月の試算表、中間決算、こども園利用者の推移を把握し、経営状況を分析している。(中長期計画で確認)					
通番3 経営環境・状況を把握・現状分析に基づき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。具体的な課題として①人材確保、②職員の育成、③入園前の家庭支援の取り組み、④園児・保護者のニーズに対応した取り組み、などをそれぞれの役職会議で報告し共有している。職員へは事業活動(経営)計画や中間総括、決算時に周知を図っている。宇治市の制度改革に対応できるように通園事業の事業計画や園舎建て替え計画の策定をしている。(職員会議で職員の意見を聞いている議事録で確認)					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-3 事業計画の策定	I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	4	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	a
		5	② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a	a
	I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。	6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが行われ、職員が理解している。	a	a
		7	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	a
[自由記述欄]					
通番4 社会福祉法人宇治明星園中長期計画(令和5年2月1日策定)において、理念や基本方針の実現に向けて目標を明確にしている。中長期計画は経営課題や問題点の解決・改善に向けた「今後の具体的な行動アクション」として示されている。数値目標や具体的な成果などで実施状況の評価がおこなえる内容になっている。中長期計画に収支計画を策定すると共に、決算書でも積立金・積立資金明細書からも中長期計画の収支計画が読み取れる。理事会などで、必要に応じて検討をして見直している。(中期的計画令和5年~令和9年・長期計画令和10年以降で策定)					
通番5 法人の中長期計画(事業計画・収支計画)と連動して、明星っ子ども園単年度事業活動計画を策定している。単年度の事業活動計画は中期計画に基づく具体的な5つの計画を掲載し、実行しやすい具体的な内容になっている。単年度の事業活動計画は「できた」「できない」で評価が出来る内容としている。					
通番6 事業活動計画の策定は園長が中長期計画を踏まえ素案を作成し、職種別代表者会議・責任者会議・部会会議で協議(職員の意見を吸い上げ)していき策定している。経営状況は翌月10日に、事業活動計画は中間総括や年度末の決算時に達成状況の確認をおこなっている。中間総括で必要に応じて、事業活動計画を見直し、補正予算を策定し理事会の承認を得ている。次年度の事業活動計画は3月の職員会議で周知し、個人目標管理制度と連動させ理解の促進を図っている。					
通番7 事業活動計画はホームページや「一年の歩み」を通じて保護者に説明や周知をしている。また、事業活動計画の主な計画毎にクラス懇談会のレジメとして、説明資料を作成しクラス懇談会で、保護者の意見や協力を求めている。(クラス懇談会の説明資料を確認)					

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	8	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a	b
		9	② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	b
[自由記述欄]					
通番8 月案は毎月の振り返りをおこない、全体的な計画・年間指導計画は中間総括や、年度末総括で振り返りなど、組織的にPDCAサイクルに基づいておこなっている。自己評価は年度末の職員会議でおこなっているが記録は確認できなかった。第三者評価は定期的に受診している(前は令和3年2月12日受診)。評価結果を分析・検討する場合は職種別代表者会議と位置づけて実施している。					
通番9 第三者評価結果から課題を抽出し改善に向けて話し合い文書化している。評価結果を分析した結果や職員間での課題の共有化は図られている。評価結果から明確になった課題は職員参画のもとで見直している。自己評価は年度末の会議で、話し合っているが記録は確認できなかった。					

**II 組織の運営管理**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-1 管理者の責任とリーダーシップ	II-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。	10	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	a
		11	② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	a
	II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	12	① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a	a
		13	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	a

**[自由記述欄]**

通番10 園長はこども園の経営管理に関する方針と取り組みを中長期計画や単年度事業計画で明確にしている。園長としての役割りと責任は職務基準書にて文書化すると共に、「みようじょっこだより」(毎月発行)に園長のメッセージとして発信している。職務別代表者会議に毎回出席して園長の役割と責任を表明している。平常時の権限委任は職務分担で副園長を明記し、有事の園長の役割と責任や不在時の権限委任の明確化は「事故・緊急時対応マニュアル」で明確化している。(事故・緊急時対応マニュアルで確認)

通番11 園長は遵守すべき法令を理解しており、利害関係者とは経理規程により適正な関係を保持している。園長は保育協会の研修(虐待・不適切な保育・処遇改善)への参加や保育協会の講師をおこなっている。園長は遵守すべき法令等を把握して、職員に対しては職員会議で説明をして、資料を回覧後まとめて誰でもいつでも見られるように設置している。今後は職員が見やすい資料の作成を検討中である。

通番12 園長は各クラスの指導計画案や教育・保育を取り巻く環境について、実施している教育・保育を通して評価・分析している。担任や部会会議から上がってくる課題や疑問を検討し、保育日誌をアプリに変えることや誕生日のプレゼントを色紙から絵本に代えるなどで反映している。園長は組織内に副園長・主幹保育教諭・指導保育教諭を任命し責任者会議を構築して園長もその活動に積極的に参加をしている。また、園長は職員の意見を反映するために職種別代表者会議や責任者会議を位置づけ職員の意見を集約・職員に発信することで、職員の意見を基に教育・保育の質を上げる取り組みをしている。教育研修計画で、「キャリアアップ研修を受け質の向上と専門性を高める」と明文化し計画的に研修に参加出来るようにしている。

通番13 園長は毎月の試算表・中間決算・決算から利用者の推移・職員の就労状況などを把握して分析している。理念や基本方針の実現に向けて、人員配置や職員が働きやすい環境整備を検討して人材確保などに取り組んでいる。経営の改善や業務の効果性を高めるために組織内に職種別代表者会議や責任者会議を構築し、同様の意識を育てるために取り組んでいる。ICTの導入で職員の業務の効率化につなげることを、事業活動計画に掲げて計画的に取り組んでいる。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	14	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	a
		15	② 総合的な人事管理が行われている。	a	a
	II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	16	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	a

**[自由記述欄]**

通番14 事業活動計画で必要な人材や人員体制、人材確保に関する基本的な方針を明確にしている。計画的に必要な分野別の受講を進めることやWEB研修を中心に必要な研修を修了させ、組織的に資質や専門性の向上を図っており、そのことを事業活動計画でしめしている。教育研修計画に基づいた育成・人材確保に努めている。ホームページ、SNS、ハローワーク、就職フェアや各種学校訪問などで採用活動をおこなったり、低回生からアルバイトを通じての育成をおこなっている。さらに保育実習を実習生の日程に合わせて受け入れ、効果的な福祉人材確保に結び付けている。

通番15 求められる職員像は職能定義書で階層別に記載し明確にしている。人事基準は就業規則に定められ採用時研修で説明・周知を図っている。また、人事考課規程に基づき、年2回職務遂行能力や専門性等の人事考課をおこない、勤勉手当は人事考課などの評価・分析により支給している。処遇改善加算の処遇改善手当の配分基準は、常勤職員意見の合意で経験年数に関係なく均等配分である。職員は、自ら将来の姿を職能定義書で描くことが出来ている。(就業規則・人事考課規程・職能資格規程で確認)

通番16 園長は職員の就業状況や面接で意向を把握し労務管理をおこなっている。就業状況(有給取得状況や時間外労働のデータ)は毎月確認をしている。職員の悩み相談窓口は組織内では管理職4名が当たり、相談しやすい管理職に相談できる体制になっている。全職員に健康診断・腰痛健診をおこない、健康に関する相談や心のケアについては外部の産業医を含めサポートできる体制を整えている。福利厚生は京都府民間社会福祉施設職員共済会に加入すると共に、園職員互助会として園から助成金を出して職員旅行や食事を企画している。子育て短時間制度や有給休暇取得の推奨、生活スタイルに見合った業務の配置などでワーク・ライフ・バランスに配慮した制度を構築している。組織の魅力を高める取り組みは住宅手当や資格取得支援、中途採用、パート職員の採用を実施している。(園互助会制度の要綱や資格取得制度で確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-2 福祉人材の確保・育成	II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	17	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	a
		18	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	a
		19	③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	a
	II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	20	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	a

**[自由記述欄]**

通番17 職能定義書で「期待する職員像」を明確にし、目標管理制度で自ら設定した目標や計画に基づき、研修派遣を進めている。目標管理の仕組みは年度当初に本人が目標を作成して園長に提出し、園長から担当管理職に渡し、担当管理職は育成計画を作成している。育成計画と本人の目標のずれがある時は随時面接をおこない年度末に園長・副園長・主幹保育教諭が自己評価に伴う面接をおこない、次年度の目標設定などのアドバイスをこなっている。目標については年2回(6月・11月)に人事考課で、目標に対する取り組みと進捗状況の確認をおこなっている。年度末に今年度の反省と次年度に向けての目標と計画を策定している。園長・副園長・主幹保育教諭が面談で、目標達成度の確認をしている。(人材を育成するための人事考課として位置づけ、勤勉手当に反映させている。)

通番18 職能定義書で期待する職員像を明記し、キャリアパスに基づく研修を教育研修計画に明示している。計画に基づいた研修が実施され、受講は復命書で明確になっている。年度末に研修内容や研修計画、研修カリキュラムの評価・見直しをおこなっている。

通番19 職員一人ひとりの研修や習熟度は研修履歴で把握している。新任職員にはクラス会議や部会会議がOJTの場になるように正規職員の複数担任を実施している。指導保育教諭・主幹保育教諭がスーパーバイザーとなり進めている。京都府キャリアパス研修を柱にテーマ別研修、職種別研修、階層別研修を受講している。外部研修は情報を収集し職員に周知して希望を聞いている。受講費は園負担で受講調整をおこなっている。多くの職員が受講できるように、動画やズーム研修を勤務時間内で受講できるようにしている。

通番20 実習ハートブック(京都府保育協会・京都市保育園連盟・京都保育士養成研究会発行)は園と実習生に向けて作成されたマニュアルで基本姿勢を明文化し、実習生の育成に活用している。専門職種に配慮したプログラムは学校と連携して作成している。実習指導者は実習指導者研修や学校実習懇談会に参加して学んでいる。学校の担当者は実習中に訪問され、ミーティングや振り返りをおこなっている。令和7年度は保育士の実習を3人受け入れている。(実習ハートブックを確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-3 運営の透明性の確保	II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	21	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	a
		22	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a	a

**[自由記述欄]**

通番21 ホームページや「一年の歩み」に法人(こども園)の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報、地域の福祉向上のための取り組みの実施状況、第三者評価の受診、苦情・相談の体制や内容などを適切に公開・公表している。法人の存在意義や役割を社会・地域に対してホームページや一年の歩み、宇治市が発行する宇治市子育て情報誌に明星っ子こども園の活動を掲載している。「一年の歩み」は関係団体、民生委員、法人関係者に配布している。保護者には玄関で閲覧してもらうようにしている。(一年の歩みを確認)

通番22 保育所における事務、経理、取引に関する定款細則・経理規程が策定され職務分掌と権限・責任が明確にされている。職員も日々規程に基づき処理をしている。監事の公認会計士、税理士に相談・助言を受け、中間・期末時に内部監査・外部監査を受けている。監査時の指摘事項は、常務会や理事会で改善策等を検討し迅速に経営改善を図っている。(定款細則・経理規程で確認)

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
II-4 地域との交流、地域貢献	II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。	23	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	a
		24	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	a
	25	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a	a	
	II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	26	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	a
		27	② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	a

**[自由記述欄]**

通番23 地域との関わりについては法人設立精神が「地域に開かれた、地域に根差した、地域住民に支えられた施設づくり」を理念として文書化している。活用できる社会資源や地域の情報は、正門・玄関・さくら組前の掲示板に掲示し保護者に知らせている。こども達は地域の小学校の運動会の応援や神社への初詣などに参加できるようにしている。また、当園でおこなわれる夏祭りは、地元・地域に住む保護者0B会がボランティアのお手伝いで園児を楽しませてくれている。親子だれでも通園事業（府事業（0歳～2歳））と当園独自事業（3歳以上）を通じて、園児と地域の方々との触れ合う機会を設け、広く子育てに関する相談を受けている。

通番24 体験学習やボランティア受け入れについてはボランティア受け入れ手続きで基本姿勢を明文化し、登録手続きやボランティアの配置、事前説明等を整備している。事前訪問やボランティア当日に活動の目的や注意事項など必要な研修をおこなっている。学校教育への協力は小学生の校外授業（地域資源を調べている）、中学生の職場体験（令和7年度は3校から6名）を受け入れている。正月の行事（かさとり）や保護者の0B会（夏祭り）のボランティアにも来てもらっている。

通番25 宇治市が発行している「宇治市子育て情報誌」に地域の関係機関や団体、その他子育てに関わる社会資源を明示している。職員に回覧して情報共有を図っている。架け橋ブロック会議（なかよし保育園・みんなのき黄檗こども園・宇治小学校）で定期的な職員の連絡会をもっている。山城北保健所（感染症の報告）、警察署（交通安全教室）、消防署（防災訓練）それぞれに連携を図って取り組んでいる。当園卒園児の小学生に園を開放し同窓会を開催してもらうなど、アフターケアの一環を担っている。ピアノの会（職員・小学生0B）には園を提供している。要保護児童の個別ケース会議（児童相談所・小学校・中学校・市担当課・医師・訪問看護など）で連携を図って取り組んでいる。

通番26 親子だれでも通園事業（府事業0歳～2歳）、園独自事業（3歳以上）を月2回実施することを通じて、広く子育てに関する相談を受けている。また、園児と地域の方々との触れ合う機会となっている。地域のニーズに応じて、遊ぶ場所の提供や気兼ねなく遊ばせる場所の提供もおこない地域の子育て家庭が参加できるように取り組んでいる。宇治市避難命令発令時は園児を東宇治コミュニティーセンターまで避難させる役割を市と確認している。宇治市社会福祉協議会と連携して赤い羽根共同募金の街頭募金活動に貢献している。

通番27 親子だれでも通園事業（3歳以上）の取り組みや要保護児童対策地域協議会に出席し民生児童委員との交流を図り、地域の福祉ニーズの把握に努めている。民生児童委員の会議の報告から、「父子家庭の子育て課題」に対応して交流会を企画し、園児保護者への声掛けも依頼されている。法人特性を生かし、子育て相談や介護課題の相談も受けている。卒園後のこども達のために園を開放したり、親子だれでも通園事業（3歳以上）の取り組みは地域の福祉ニーズにも基づいた地域貢献に関わる事業で事業活動計画に明示している。

### III 適切な福祉サービスの実施

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
III-1 利用者本位の福祉サービス	III-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	28	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	a
		29	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	a
	III-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	30	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	a
		31	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	a
		32	③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	a	b

**[自由記述欄]**

通番28 子どもを尊重した保育・教育については「全体的な計画」「園のしおり」に明示し、法人の「倫理要綱」も整備しており、職員は理解して実践している。法人では全ての職員対象に年1回人権研修を実施している。こども園では年1回「人権擁護のためのセルフチェックリスト」をおこない、部会会議で意見交換をおこない必要な改善をおこなっている。複数担任の利点を生かし、乳幼児期から友達同士のトラブルには保育者が間に入り気持ちを代弁することを大事にし、お互いを尊重しあえる心を育くむように努めている。性差による固定的な観念を植え付けられない保育、こどもの人権、文化の違い、互いを尊重する心は当園の基本方針であり、保護者には入園説明会やクラス懇談会で教育・保育の基本方針を伝えている。

通番29 「『園のしおり』に掲載されたプライバシーについて」と「虐待対応マニュアル(虐待が行われた時のフローチャート)」を整備している。不適切な保育とは何なのか、子どもの人権を尊重するためにどのような関わり方が良いのかを職員は「人権擁護のためのセルフチェックリスト」で年1回振り返り、部会会議等で確認している。プライバシーの配慮については年長・年中児用のトイレに扉をつけ、プールの更衣の際には目隠しスタンドを設置するなど、必要な改善をおこなっているが、2・3歳児のトイレは床暖房設備の関係で床にネジを打つ事が出来ず扉は設置されてなかった。保護者には「園のしおり」にプライバシーについて(・守秘義務の遵守・肖像権について・職場への電話連絡について・子どもは原則保護者以外にはお渡ししません)と掲載し必要なことを記載され、園内での写真撮影禁止やプール遊び用の乳児からの水着選定のお願の際に周知している。

通番30 利用希望者の選択に必要な情報はホームページやSNSで情報発信している。ホームページには園日より献立表・行事の様子などさまざまな情報を掲載、適宜、新着情報に更新している。行政発行の「宇治市子育て情報誌」に園の取り組みを掲載して公共施設に架装している。「園のしおり」に大切にしている保育実践の説明を絵の得意な保育士が漫画で掲載したり、写真を使用するなどわかりやすく工夫している。見学者は個別の希望(時間・対応方法)に対応し園の様子が理解しやすいよう、可能であれば土曜日午前中の園庭開放時や保育のおこなわれている午前中(こどもが活動している時)を勧めるなど丁寧に対応されている。

通番31 保育の開始時や保育内容の変更時に関しては「園のしおり」や「重要事項説明書」で説明し、保護者の同意書を得ている。「園のしおり」に大切にしている保育実践の説明を絵や漫画、写真を使用するなどわかりやすく工夫して掲載している。特に配慮が必要な保護者に対しては、フォローしてくれる同伴者を依頼したり、心理的・言語的な配慮もおこない個別対応をし通訳者を準備している。

通番32 保育所等の変更時には保育の継続性に配慮し、園長・副園長が「指導要録」「園児健康診断票」を郵送し、必要に応じて保護者の同意を得て先方園と担任とで電話等で引継ぎをおこなう場合もある。転園・卒園後も担任を相談窓口として配置・相談できることを便りして周知している。また「卒園児同窓会」の開催もしている。「保育所変更時の引継ぎマニュアル」の作成はされていなかったが、今後、作成を検討している。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。	33	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	a
		34	② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	a
		35	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	a

【自由記述欄】

通番33 法人において苦情解決体制が整備され、苦情解決の仕組み(苦情窓口担当者・苦情解決責任者・第三者委員)を設置し玄関に掲示するとともに「園のしおり」に記載し保護者に配布している。意見をあげやすいように行事等に合わせた匿名のアンケートやクラス懇談会で意見や苦情を聞いている。苦情や意見は苦情受付簿に記録し保管すると共に職種別担当者会議で討議して、申立人に必ずフィードバックをし、申立人の希望に沿った公表の仕方と迅速に対応し保育の質の向上に努めている。法人ホームページに新着情報として公表する時や法人グループ総合情報誌「1年の歩み」で公表することもある。

通番34 保護者が相談したり意見が述べやすい様に要望・苦情等の相談窓口を記載した「園のしおり」を配布し玄関にも掲示している。電話・面談・アンケート・メール等方法を選択でき、相談には人目につきにくい個室(和室)を用意している。

通番35 保護者が意見をあげやすいように行事等に合わせた匿名のアンケートや保護者懇談会での積極的な意見を求め、適切な相談対応、意見の傾聴に努めながら登降園時にこどもの様子を伝えるなど取り組んでいる。把握した意見や相談内容については主幹保育教諭や副園長に報告して迅速に検討・対応をしている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス	Ⅲ-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	36	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	a
		37	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	a
		38	③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的にしている。	a	a
		39	④ 不審者の侵入時などに対応できるマニュアルがあり、全職員に周知されている。	a	a

【自由記述欄】

通番36 「事故対応・緊急時対応マニュアル」「事故発生予防・発生の対応方針」を整備し責任・手順等を明確にして職員に周知している。職種別代表者会議を事故対応・事故防止委員会として「ヒヤリハット報告書」「事故報告書」を収集し、責任者会議で要因を分析、改善策、再発防止策を検討・実施している。職員はキャリアアップの研修で安全確保・事故防止を学び、年1回救急救命講習を受講している。毎月の避難訓練に合わせて遊具点検や園内の備品点検、危険箇所チェックをおこない迅速に対応している。

通番37 感染症対応の管理体制、予防策、保護者・児童への対応を記載した「子どもの感染症対応マニュアル」「感染症マニュアル」を整備し、職員に周知している。また職員はキャリアパス研修及び行政の専門研修を受講し共有を図っている。「感染症マニュアル」は国のガイドライン変更の際には適宜修正・見直している。保護者には「ほけんだより」で季節ごとの感染症対策や情報提供をし、発生時には園内掲示板に各クラスの発生状況を知らせ、集団発生時には全保護者に連絡アプリでタイムリーに知らせ注意喚起を図っている。嘔吐物処理セットを各場所に配置して迅速に処理ができるようにしている。

通番38 法人としてBCP(事業継続計画)を作成し、各事業所に担当者が配置され必要な意見を法人に上げている。BCPは初期対応、避難以降の対応、備蓄計画からなり、災害の影響を把握して建物・設備が保育を継続するために必要な対策を講じ備蓄担当者、備蓄リストを整備している。「明星っ子こども園」の立地条件はハザードマップでは対象とする災害はなく、耐震検査も受けている。避難訓練として火災想定は毎月、地震・水害想定は年1回以上実施し、消防署と連携した訓練を年1回実施している。宇治市の訓練にも参加している。宇治市の対策本部から避難命令が出された時は地域のコミュニティーセンターにこどもたちを避難させることを決めており、連絡手段が寸断された場合の対応方法を保護者に周知している。職員の安否確認、その後の対応方法が明確に確定されていなかったが、定めて行く方向で検討されている。

通番39 不審者侵入マニュアルとなる「危険等発生時対応要領」を整備し、年1回以上警察立合いのもと、こども達と一緒に不審者侵入時の訓練を実施している。警備会社の警報器を各所に設置するとともに監視カメラ2台(プール、正面門)を設置し、入口には安全支援員を配置している。園門は、防犯カメラで確認の上での開錠に切り替えている。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保	Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	40	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	a
		41	② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	a
	Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	42	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	b
		43	② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	a	b
	Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	44	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	a
45		② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	a	

**[自由記述欄]**

通番40 「幼保連携型認定子ども園教育・保育要領」に基づき全体的な計画を定め「指導案」「週案」「日案」として文書化されており、子ども尊重・プライバシー保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。標準的な実施方法に基づき画一的にならず一人ひとりに合わせた保育実践がおこなわれているかなどを、月1回の各種会議や中間総括のこどもの姿の振り返り時に確認している。

通番41 標準的な実施方法は月1回の各種会議でこどもの姿に応じた保育実践がおこなわれているかを検証し、中間総括及び年度末総括では実施方法の検証・見直しをおこなっている。また、指導計画の見直し時には標準的な実施方法も見直すなど相互関係に反映している。

通番42 指導計画策定の責任者は担任とし、入園説明会での園児及び保護者面談で「児童票」に基づき聞き取りをおこなっている。さらにクラス園児の話し合いやクラス懇談会を通じて子ども・保護者のニーズを把握している。月1回以上の部会会議や責任者会議、及び職種別代表者会議など多職種で検討し反映している。指導計画に基づく保育実践は中間総括や年度末総括で振り返りや評価をおこなっている。支援が必要な園児は「個別支援計画」を策定し中間と年度末で成果や課題などを総括している。併せて、行政や関係機関と適切な支援が出来るように連携している。アセスメント手法や指導計画作成マニュアルはなく、聞き取りの際に「児童票」に記載されていない事柄を記入する書式も作成されていない。担任から報告されたうえで各種会議で検討され、情報共有ができていないことを部会議の議事録で確認する。「アセスメント手法」や「指導計画作成マニュアル」の作成と「児童票」に記載されていない事柄を記入する書式も作成されることを期待します。

通番43 指導計画の評価見直しについては月1回の各種会議や中間総括にて、こどもの姿や遊びの様子から指導計画の見直しが必要な場合は担任同士や部会会議で検討をして変更している。変更した内容は月1回以上開催する責任者会議・職種別代表者会議を通じて、関係職員に周知している。また、こどもの姿や遊びの様子から、そのつど検討するなど柔軟な対応をとられている。評価した結果を次の指導計画作成に生かしている。指導計画の見直しの流れはルーティンとしては実施されているものの、手順・仕組みとしては作成されていなかった。

通番44 児童表を保護者に記入してもらい面談で不足部分を聞き取り追加をしている。個別の指導計画に基づく保育の実施は保育日誌の記録により確認することが出来る。記録は指導保育教諭、主幹保育教諭、副園長、園長の順に確認し、職員への記録の指導は主幹保育教諭がおこない差異が生じないようにしている。乳児の個別記録は保育日誌にクラス全員分記入している。(アプリでも発信)個人の記録をクラスの保護者全員が閲覧可能であるが、保護者には事前に説明し了解を得ており、記入方法には配慮して特にプライベートな事柄については個別に対応している。幼児は日々の個別記録はなくクラス全体の記録のみ記入されている(アプリでも発信)。職員は月2、3回実施の各種会議やアプリにて情報共有している。(職員にも同じ内容をアプリで発信している)

通番45 「文書管理規程」を策定し記録の保管・保存・廃棄・開示について定めている。「個人情報保護に対する基本方針」及び「個人情報管理規程」に不適正な利用や漏えいに対する対応方法が定められ、個人情報管理者は園長に任命されている。個人情報保護の観点からの研修は新規採用時に実施され職員は遵守するよう努めている。保護者には入園時「園のしおり」や「重要事項説明書」で説明し同意書を得、同意の範囲で収集・提供・使用している。

**A-1 保育内容**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(1) 全体的な計画の編成	46	① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を編成している。	a	a
		47	① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	a	a
	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	48	② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	b
		49	③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。	a	a
		50	④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。	a	b

**[自由記述欄]**

通番46 児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、全体的な計画を編成している。全体的な計画は教育・保育の理念、教育・保育目標、教育・保育方針に基づき、指導計画、保健計画、食育計画と共に編成している。こどもの心身の発達過程や家庭及び地域の実態に応じて編成されている。編成にあたっては前年度からの総括を踏まえ、職員が参画して策定され同じ方向を向いて保育しているのが伺えた。中間・年度末総括は、職員が参画して見直しや次年度の計画の編成をおこなっており保育の積み上げが感じられた。

通番47 立派な木製の園舎で廊下の幅も広く室内でも活発に活動できるスペースを有している。夏はWBGT(暑さ指数)をチェックし年間を通じて室内外の温度や湿度を確認している。二酸化炭素・ダニ・照度の検査は学校薬剤師が定期的におこなっている。午睡用布団は週に一度家庭に持ち帰り洗濯してもらうなど衛生管理を適切におこなっている。2・3歳児クラスは廊下を食事スペースとしたり、4・5歳児クラスの保育室での食事風景もゆったりと食事が出来ている。冬の時期の午睡は床暖房のある部屋で温度調節や照度調節はカーテンでおこない眠りやすい空間にしている。絵本のスペースや保健室があり落ち着いて過ごせる場所がある。自然のぬくもりのある木製遊具を豊かに配置し活動的な遊びで活用している。手洗い場やトイレはこどもに合わせたサイズになっている。4・5歳児用のトイレは扉が付けられプライバシーが確保されているが、2・3歳児用のトイレは仕切りや扉を付ける工事が困難な状態でプライバシーへの配慮の視点で設置の方法を検討されている。

通番48 こどもを尊重した教育・保育は、当園の基本方針であり、全体的な計画や入園のしおりにも明記されている。全クラス正職の複数担任で、こども一人ひとりをよく理解してゆったりと丁寧に接し、こどもが自分の思いを相手に伝えられるように働きかけられているが、職員の声が大きくこどもが圧倒されているように見受けられた。1対1で話すときの声のトーンはやや抑えられているが、こども誰もが自分の思いを話すことが十分出来ているかを検証されたい。こどものやりたい気持ちを大切に、そのこの気持ちに寄り添って穏やかな言葉かけが望まれます。

通番49 こども達が興味を持って基本的な生活習慣が身につけられるように、やってみよう気持ちや出来た喜びを育むようにしている。衣服の着脱や登園時の保育準備は大人の見守りの中でこどもが自分でおこなえている。トイレや給食、午睡のタイミングを見て声をかけるなど、こどもの様子を見て個々に対応している。お箸は3歳児でほぼ全員がきれいに持っていてこぼすことも殆んどなかった。お箸が持てるようになるまでの過程で、させるのではなく興味を持つことや遊びから楽しんでお箸が持てるように一人ひとりに合わせてやりたいという気持ちを大切に作り出されているのがうかがえた。

通番50 園庭には本物のフライパンや鍋などが置かれているので、こども自らが、遊びを選び発展でき活き活きと活動していた。地域への散歩は、天気によければ毎日遠方まで行き、野イチゴや木の実など自然物と触れ合っている。また、外に出ることで交通ルールを守ったり、地域の人と挨拶やコミュニケーションが図れていたが、今は熊出没情報にけいはいを見ながら恐る恐る出かけている。夏祭りでは地域の卒園児保護者OBがボランティアとしてこどもたちを楽ませている。運動会や生活発表会にはクラスのみならず力を合わせ響き合える活動を取り入れている。「リズム」では、生き生きと楽しく参加をしている様子が伝わり、年上の子を見てあこがれるこの気持ちや年下のこを助ける様子などが見られ、異年齢交流を通してこどもたちの豊かな人間性を育くめている。室内では図書コーナーや押し入れ遊具、ろくぼくなどを活用して活発に遊べるようにしている。ブロックは常にこどもの目に触れるように置いているが他の玩具は先生に言ってお出してもらっている。こどもが自発的、意欲的に関わられるような環境を構成することで、こどもが自ら遊びをイメージし、玩具を選び主体的に遊べる環境について職員で話し合い検討されることを期待します。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	51	⑤ 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		52	⑥ 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		53	⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		54	⑧ 障害のある子どもが安心して生活でき喜んで遊べる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		55	⑨ 長時間にわたる保育のための環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。	a	a
		56	⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。	a	a

[自由記述欄]

通番51 0歳児クラスは、他のクラスと離れているので、静かでゆったりとした雰囲気の中で生活している。保育室にはマットやクッションを置き落ち着けるスペースにして、長時間過ごすことに適した環境への工夫をしている。また、こどもの見えるところや手の届くところに玩具を置いておき、興味や関心を持って遊べるようにしている。保育士とは愛着関係が持てるように配慮し、こどもの表情やしぐさ、発声や表現を大切に、愛情豊かで応答的な関わりに努めている。0歳児クラスは誕生日や発達過程に応じてグループ分けにして、遊んで食べて寝るリズムになるように保育をおこなっている。この時期は発達が著しく個人差が大きいので保護者とは保育日誌や送迎時直接会話をするなど連携を密にし、家庭の様子や園の様子を、連絡日誌やアプリの保育日誌のやり取りで、成長や発達が確認できるようにしている。(全体的な計画・指導計画・保育日誌で確認)

通番52 どのクラスも正職の複数担任で1・2歳児は個別指導計画を作成し、職員間の日々の連携もとれている。こども一人ひとりの思いや育ちを丁寧に受け止めている。個々のこどもの発達やその時々の子どもの興味のあることに合わせて自分自身とする気持ちを認め、自発的な活動もできるようにしている。こどもの自我の育ちを受け止めこども一人ひとりに合わせた関わりが出来るようにしている。日々の保育の中で、友達との関わりや仲立ちをして、関わり方を丁寧に伝えている。様々な年齢のこどもや大人との関わりは、早朝や夕方・土曜保育や園庭遊びで異年齢で過ごすことを経験できる環境になっている。家庭との連携は登降園の際やアプリの保育日誌などを通じて、保護者とコミュニケーションを取っている。(全体的な計画・指導計画・保育日誌で確認)

通番53 3歳以上児の保育は友達を意識する年齢であり、家庭での保護者の関わりにも留意している。保護者とは定期的にクラス懇談会を開催したり、クラスだよりで説明・発信すると共に、SNSで保護者や地域に配信して透明性を高め、信頼関係が築けるようにしている。光る団子作りやリズム、散歩などの取り組みは活発で、園庭遊びも積極的に取り入れている。ルールのある遊び、縄跳び、登り棒、こままわしなど、他のこどもとも関わりながら、生活を展開することの楽しさや充実感を通して、必要な決まりのあることを気付かせている。子どもたちはみんなが同じ方向を向いて遊ぶ楽しさを精一杯感じているように見えたが、こどもたちが、自分で考え自分が見たいことを選んで遊ぶ遊びを受け止め寄り添うことから始める主体的な遊びの場面の確認が出来なかった。量のスペースで、くつろいだり落ち着いて遊べる環境を作っている。

通番54 障害のある子ども一人ひとりの発達過程や障害の状態を把握して個別の指導計画を作成しクラスの指導計画と関連づけている。また発達相談や療育等の専門機関からの情報提供や相談助言を受け連携して支援している。個人懇談や日常のコミュニケーションなどを意識し保護者が抱えるしんどさや悩みなどを聞き取り宇治市サポート事業や発達相談などの情報提供をおこなっている。「支援を必要とする子の保育について」の研修はキャリアアップ研修で実施し、必要な知識を得て実践につなげている。(全体的な計画に反映されているのを確認)

通番55 17時から順次移動して玄関に近い保育室に集まり異年齢の教育・保育になる。保育室には畳を敷くなどくつろげるスペースを設け、フロアごとの保育教諭が対応し、少人数でそれぞれに好きな遊びを楽しめるようになっていく。18時45分以降にはおやつを提供しているが、現在は19時までの延長を利用することもはない(当園の制度はある)。保護者との連携はフロアごとの保育教諭が漏れのないよう引継ぎ、保護者との連携も十分に取れるように配慮している。(全体的な計画に延長保育が位置付けられているのを確認)

通番56 全体的な計画及び年間指導計画に位置付け家庭及び地域の実態に応じた保育がおこなわれている。小学校区ごとに架け橋ブロック(みんなのきずな・なかよし保育園・宇治小学校)が設置され、架け橋カリキュラムを作成し小学校の見学や校庭での遊びの体験活動を通して創造・探求の継続的な連携に取り組み小学校への見通しが持てるようにしている。定期的に担当者会議がおこなわれ連携して検討・取り組みがおこなわれている。園児・保護者は小学校の1日入学の機会がある。就学に向けた保護者との丁寧な関わりを心がけ、こどもの様子は要録に記載し小学校に引き継いでいる。

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-1 保育内容	A-1-(3) 健康管理	57	① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a	a
		58	② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	a	a
		59	③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a	a
	A-1-(4) 食事	60	① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a	a
		61	② 子どもの喫食状況を把握するなどして、献立の作成・調理の工夫に活かしている。	a	a

[自由記述欄]

通番57 「園のしおり」に健康に関する方針や取り組みを掲載し説明している。保健計画に沿って園全体の健康管理をおこなっている。既往歴や予防接種の状況は入所時及び毎年4月に見直される児童票により確認している。日々の健康状態は職員相互で申し送りし関係職員に周知されている。急なこどもの体調悪化やけがは保護者に伝えると共に事後の経過まで確認している。乳幼児突然死症候群に関する情報は保健だよりで情報提供している。職員には情報書類を回覧・周知している。0歳児は5分、1・2歳児は10分おきの呼吸チェックや横向け・仰向け寝を確認している。

通番58 健康診断・歯科健診・身体測定の結果等を健康記録ノートに記載しそのつど保護者に伝えていく。園児ごとの「園児健康診断票」を作成し管理・共有している。紙芝居などを使い歯磨き指導をおこなっている。

通番59 慢性疾患のある子どもには医師の指示に従って、看護師・保育教諭・調理員により適切な対応をおこなっている。「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」に基づきエビペン使用の在園児がいる場合はエビペン使用時の訓練を実施している（現在は在園児無し）。保護者との関わりも丁寧を持ち、安心して過ごせるようにしている。キャリアアップ研修で、慢性疾患やアレルギー疾患について学び、職員会議での伝達や報告書で共有している。アレルギー疾患については「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「食物アレルギー対応マニュアル」を整備し医師の診断書の指示に基づいて除去食・代替食の給食を提供している。全ての保護者に対して「園のしおり」に基づきアレルギー児対応の説明をしている。アレルギー食はお盆や食器を普通食と変え一目でわかるようにしている。食材を教材として使用する時にも、食物アレルギー疾患のある子どもに配慮し、アレルギーとなる食材は使用しないようにしている。

通番60 『全体的な計画』に「食育計画」を位置づけ、どのクラスも食事やおやつを楽しみにしており、ほとんどのこが完食している。食事をする部屋は担任が雰囲気づくりをおこない、食器は陶器で乳児はすくいやすい立ち上がりのある食具や年齢に合わせて持ちやすく使いやすい食具を選んでいる。2歳児クラスから正座での食事となるが姿勢もほほ崩すことなくほとんどのこが、上手に箸を持ち食べている（3月で全員が3歳になる）。3歳児は上手にお箸を使いながらリラックスした様子で食べている。サンマ大会や2・3歳児の保育室での炊飯、年中の野菜の皮むき、年長の菜園活動やみそづくりなど、こどもの育ちにあった食への関心を深めるための活動を丁寧に行われている。家庭には食事に関わるアンケートを取り連携を図っている。

通番61 調理師が毎日交代でこどもの食事状況を見に行き喫食状況を把握し記録している（給食・検食日誌）。喫食状況によっては次回メニューの工夫や改善をしている。担任もこどもの好き嫌いや食べる量を把握してそのつど調整している。食材は地産地消に気を配り、四季の料理やお誕生日メニューなど食についての関心を深めるようにしている。「給食だより」で、親の食への心配ごとの相談に応え、食事で大切なこと、こどもが喜ぶレシピの紹介などをその時々丁寧に書かれている。衛生管理は清潔に気をつけ清掃点検表に記入されている。

**A-2 子育て支援**

評価分類	評価項目	通番	評価細目	評価結果	
				自己評価	第三者評価
A-2 子育て支援	A-2-(1) 家庭との緊密な連携	62	① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	a	a
	A-2-(2) 保護者の支援	63	① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a	a
		64	② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	a	a
	A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	65	① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	a	a

[自由記述欄]

通番62 日常的に家庭とのコミュニケーションなど連携は密におこない、連絡日誌・保育日誌アプリで家庭との情報交換をおこなっている。主な行事の前のクラス懇談会、保育内容は園だよりで理解を得ている。個人面談でのこどもの成長や家庭の状況等、情報交換の内容を記録している。保護者との情報交換の内容を部会会議や責任者会議などで共有している。また必要に応じて指導計画に反映させている。個人面談記録等の様式を定めて取り組んでいる。

通番63 毎日の送迎時の丁寧なコミュニケーションや個人面談・クラス懇談会などで、保護者からの相談にも応じる体制がある。相談の場所や日時も保護者の都合に合わせておこなわれている。相談内容は適切に記録され職員間での共有や関係機関との連携に使用している。相談を受けた保育士が上司・同僚・先輩保育士に相談し会議などで助言をもらえる体制がある。保護者からは給食に関して、「家では食べない」などの相談が多く、担任と調理員が家での食事の様子を聞き、何故食べないのかを一緒に考えることもある。

通番64 登園時の視診、園児との日々の会話から家庭状況や心身の状態把握に努め、普段と違う様子を感じた時は、保護者の気持ちに寄り添い話を聞いている。虐待等権利侵害の可能性がある職員が感じた場合は「虐待対応マニュアル」のフローチャートで、情報を共有し対応を協議する体制がある。職員はキャリアアップ研修で虐待予防の研修を受け職員間で共有している。児童相談所等の関係機関との連携は常にあり、要保護児童対策地域協議会へ月1回状況報告書を提出している。職員は、人権擁護のためのセルフチェックリストを定期的実施し部会会議で意見交換や改善策を検討している。

通番65 定期的に指導計画等の自己評価をおこない次の計画に振り返りが活かされている。こどもの心の育ち、意欲や取り組む過程に配慮したものになっている。保育教諭の自己評価は人材育成型の人事考課に結びつき、保育の改善や専門性の向上につながっている。職員同士の関係もよく、自分の考えを伝え話し合える環境にある。こどもの育つ姿を職員みんなが同じ保育観で捉えている。教育・保育実践の自己評価が全体の自己評価につながっている。